

ソーシャルメディア等を活用した誘客促進業務企画提案募集要領

ソーシャルメディア等を活用した誘客促進業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 案件名 ソーシャルメディア等を活用した誘客促進業務
- 2 業務目的

外国人旅行者の個人旅行化及びデジタル化が急速に進展する中、ソーシャルメディア等における口コミは、旅マエにおける訪問地の決定、旅ナカにおける情報取得、旅アトにおける情報発信と、情報流通において重要なツールとなっており、旅行時の選択に大きな影響力を持っている。

しかしながら、口コミを投稿するのは現地を訪問した旅行者であり、他地域に比べ旅行者数が少ない東北においては、口コミ蓄積数及び投稿率が低い状況にある。

そこで、本事業では、東北来訪の動機付けとなる口コミ投稿数の増加を図るため、対象市場の旅行者に対して口コミ投稿型サイト（注）への口コミ投稿を促進する取組を実施する。並行して、観光スポット・観光施設（以下「観光スポット」という。）等に対して口コミ収集の機運醸成及び口コミ投稿型サイトへの基本情報の登録促進を働きかけ、旅行者が口コミを投稿しやすい環境を整備する取組を実施する。これらの取組により、口コミ投稿型サイト内での口コミの蓄積を進めることで、情報の流通を強化し、旅行先としての東北の認知度を高め、東北へのさらなる誘客を図る。

なお、本業務は東北6県及び仙台市が連携して実施する広域連携事業である。

（注） 本業務における「口コミ投稿型サイト」とは、観光スポットの箇所毎に、旅行者の口コミ投稿を蓄積する機能を有するウェブサイトをいう。

- 3 契約期間

契約締結の日から平成31年3月15日まで

- 4 実施場所

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び仙台市（以下「東北6県及び仙台市」という。）

- 5 契約の相手方の選定

本業務は、東北6県及び仙台市との連携事業であり、宮城県が幹事県として公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

- 6 業務内容

- (1) 口コミ投稿の促進

- ① 口コミ投稿を促進する取組の実施

ア 対象市場からの旅行者に対し、口コミ投稿型サイトへの投稿を動機付け、投稿の蓄積率を高める取組を実施すること。

イ 取組の内容は、投稿の蓄積率の向上に資するものであれば、独自の投稿キャンペーンの展開、運用型広告の実施、インフルエンサーや留学生の活用等、口コミ投稿型サイトとの

連携に限らず様々な主体の活用を可能とする。

ウ 取組の実施にあたり、(2)の②のイで作製する旅行者向け口コミ投稿促進ツールの活用を可能とする。

(2) 口コミ投稿の収集環境整備

事業の効果を高めるため、(1)の実施にあたっては、以下の業務を事前に又は並行して実施すること。

① 口コミ活用セミナーの開催

ア 観光関係事業者(観光スポット、宿泊施設及び飲食施設の運営者・管理者等)を対象に、インバウンドの拡大に向けた口コミ投稿の重要性や口コミの活用方法等を理解させ、口コミ投稿型サイトへの施設登録を促進させるとともに、積極的に旅行者への投稿を呼びかけるなど、観光関係事業者自らが口コミを収集する機運を醸成することを目的とするセミナーを開催すること。

イ セミナーは、参加者の募集期間を考慮しつつも業務開始後できるだけ早い時期に、東北6県で各1回ずつ、計6回開催すること。

ウ セミナーの規模は、宮城県(仙台市)会場が200名程度、その他会場が100名程度の参加を想定しているため、セミナー規模を勘案し、適切な会場を提案すること。

なお、セミナー会場内には参加者が内容を視認できる大きさのスクリーン(PC及びDVD等の映像が使用できること)と必要な音響設備を備え、参加者が無料で接続できるインターネット環境を準備すること。

エ セミナーは2時間以内での開催とし、連携する口コミ投稿型サイトよりスピーカーを招聘する等、アの目的達成に効果的な内容とすること。

オ セミナーの開催にあたり、窓口機能を持つ事務局を設置すること。事務局機能としては、参加者の募集及び集約並びにセミナー資料作成(式次第、進行台本、説明用資料等)を中心に、その他運営に係る業務を行うこと。

カ 参加者へのアンケートを実施し、その結果を分析すること。

② 口コミ投稿収集促進ツールの整備

ア 観光スポット向け口コミ投稿型サイト登録済み表示ツールの整備

ア) 観光スポットにおいて、連携する口コミ投稿型サイトへの口コミ投稿の収集に寄与するツールを作製し、(3)のアで選定する観光スポットに配布すること。

イ) 作製するツールは、当該観光スポットについて、口コミ投稿型サイトに基本情報を登録済であることをわかりやすく知らせ、対象市場の旅行者に対し投稿を呼びかけるものとする。

なお、連携する口コミ投稿型サイトが複数ある場合は、サイト毎に作製して構わない。

イ 旅行者向け口コミ投稿促進ツールの整備

ア) 対象市場の旅行者に対し、連携する口コミ投稿型サイトへの投稿の働きかけに寄与するツールを作製し、次の場所へ配布すること。

- ・ (3)①のアで選定する観光スポット：各スポット 150個以上
- ・ 各県及び仙台市：各県等 100個程度
- ・ その他、口コミ投稿の収集・蓄積に効果的と見込まれる場所(観光案内所等)

イ) (1) ①の取組において、ツールを活用する場合は、ア)に加え、必要な個数を作製すること。

③ 相乗効果が期待できる取組の実施

①②に加え、観光スポットにおける口コミ投稿の環境整備に効果的な取組を実施すること。

なお、取組の内容は、観光スポットの口コミ投稿の環境整備に資するものであれば、基本情報の登録の勧誘、基本情報の代理登録、投稿活用マニュアルの作成等、口コミ投稿型サイトとの連携に限らず様々な主体の活用を可能とする。

(3) 口コミ動向の把握・分析

① 重点取組観光スポットの選定・状況把握

ア 投稿の収集・蓄積に効果が高いと見込まれる観光スポット（350箇所を想定）を選定すること。

イ アで選定した観光スポットをリスト化し、口コミ環境の整備状況及び口コミの蓄積・閲覧状況等を定量的に把握し、事業の進捗管理及び効果検証に活用すること。

② 口コミ投稿の環境整備・蓄積状況の把握

事業開始前後において、連携する口コミ投稿型サイトにおける登録済の観光スポットの登録完了状況及び登録済観光スポット・宿泊施設・飲食施設の口コミ蓄積状況を把握し、事業の効果検証を行うこと。

③ 口コミ動向の把握・分析

連携する口コミ投稿型サイトに蓄積された口コミの内容やその閲覧状況から、東北に関する市場動向や旅行者ニーズを分析し、その結果を、東北6県及び仙台市が観光施策（プロモーションや受入環境整備）に活用できるようとりまとめ、報告すること。

《業務の補足説明》

【目指す活動目標及び成果目標について】

業務内容	活動目標		成果目標	
	指標	目標値	指標	目標値
口コミ投稿を促進する取組	実施市場数	6市場	外国語口コミ蓄積数の前年度末比	1.7倍
口コミ投稿収集環境整備	拠点整備数	350箇所		
口コミ活用セミナー開催	参加者数	560人	観光スポットの登録完了割合	50%

【その他】

- ① 業務を円滑に遂行するため、東北6県及び仙台市への説明・連絡調整を行うこと。
- ② 東北6県及び仙台市への報告のため、事業報告書及び事業報告書概要版を作成するものとする。
- ③ 業務の実施にあたり、クリエイティブを製作する場合、外国人目線で製作すること。
- ④ 外国語表記に際しては、対象市場の旅行者を考慮するとともに、製作後、明らかな誤訳が見つかった場合は、速やかに無償で訂正作業を行うこと。
- ⑤ 業務にあたっては、実施状況及び定量的成果について、最低毎月1回は報告を行い、報告に基づく最適な事業展開が可能な体制を構築すること。

⑥ 業務目的の達成のため、独立行政法人国際観光振興機構をはじめとした関係機関との連携が必要な場合は、必要な連絡・調整を行うこと。

第2 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
 - (4) 当該業務の円滑な履行ができる実施体制が整備できること。
- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第3 スケジュール（予定を含む。）

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 企画提案募集開始 | 平成30年5月 2日（水） |
| 2 企画提案に関する説明会 | 平成30年5月10日（木） |
| 3 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 平成30年5月14日（月） |
| 4 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 平成30年5月16日（水） |
| 5 企画提案への参加申込期限 | 平成30年5月23日（水） |
| 6 企画提案書の提出期限 | 平成30年6月 1日（金） |
| 7 企画提案書の選考 | 平成30年6月 6日（水） |
| 8 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 平成30年6月中旬 |

第4 応募手続

- 1 企画提案に関する説明会
企画提案への参加を検討している者は、可能な限り、以下により開催する説明会に参加すること。
(説明会への参加は、企画提案参加の要件とはしない。)
 - (1) 開催日時 平成30年5月10日（木） 午後3時から（30分程度）
 - (2) 開催場所 宮城県庁行政庁舎 14階 経済商工観光部会議室
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
 - (3) 説明内容
 - ① 業務の概要
 - ② 質疑応答

※ 広域連携事業の事業調整機関である一般社団法人東北観光推進機構が、説明等の対応を行う予定です。

(4) 参加申込方法

- ① 事業者名、出席者名を記載し、電子メールにより提出すること。
なお、説明会への出席者は2名以内とする。
- ② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。
asia-s2@pref.miyagi.lg.jp(宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班)
- ③ 提出期限 平成30年5月9日(水)午後3時まで(必着)

2 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 平成30年5月14日(月)午後3時まで(必着)

(2) 提出方法

- ① 指定様式(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。
- ② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。
asia-s2@pref.miyagi.lg.jp(宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班)
- ③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年5月16日(水)までに宮城県のホームページに掲載する。
ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

3 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書(様式第2号) 1部
- ② 宣誓書(様式第3号) 1部
- ③ 同種・類似業務の受託実績(任意様式) 1部
イ 官民を問わず、これまで実施した代表的な業務が分かる資料を提出すること。
ロ 過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な業務があれば併せて提出すること。

(2) 提出期限 平成30年5月23日(水)午後3時まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県庁行政庁舎14階

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類 企画提案書(任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き30ページ以内、カラー印刷も可) 10部

(2) 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限 平成30年6月1日(金)午後3時まで(必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を1者選定して業務委託候補者とする。

2 企画提案書の選考

(1) 実施日 平成30年6月6日(水) ※実施時間は別途定める。

(2) 実施会場 一般社団法人東北観光推進機構 会議室

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-2-13 仙建ビル8階

022-721-1291

(3) 実施方法

① 出席者は1提案につき2名以内とする。

② 1応募者あたりの持ち時間は、15分以内(説明10分、質疑応答5分)とし、県が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。

③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

④ プロジェクタ等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。
なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 選考結果の通知

審査終了後、6月中旬(予定)に全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

第6 評価基準・配点

1 次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

(1) 業務実施の方向性及び全体計画(配点20点)

① 業務実施の体制、方向性、スケジュール、経費配分及び業務の効率性は適切か(10点)

② 広域連携事業として効果的な取組となっているか(10点)

(2) 業務別の内容(配点80点)

① 口コミ投稿を促進する取組は、対象市場の旅行者に対し、口コミ投稿型サイトへの投稿を動機付け、投稿の蓄積率を高めるにあたって効果的な内容となっているか(25点)

② 口コミ活用セミナーは、口コミ投稿型サイトへの登録促進及び口コミ収集の機運醸成に向けて適切な内容となっているか(15点)

③ 観光スポット向け口コミ投稿型サイト登録済み表示ツールは、効果的かつ簡易に投稿の呼びかけが可能な企画となっているか。また、旅行者向け口コミ投稿促進ツールは、投稿への働きかけに効果的な企画となっているか(5点)

④ 第1の6の(2)の①②と相乗効果を図る独自の提案は、口コミ投稿の環境整備(口コミ収集の機運醸成及び口コミ投稿型サイトへの登録促進)に効果的な内容となっているか。
(15点)

⑤ 重点取組観光スポットの選定・状況把握の方法及び効果検証への活用は、口コミ収集に効

果が期待できる内容となっているか。(5点)

⑥ 口コミ投稿の環境整備・蓄積状況の把握方法は、適切な内容となっているか。(5点)

⑦ 口コミ動向の分析は、東北6県及び仙台市の観光施策の推進にあたり有用なものか(10点)

2 事業費(委託上限額)

本業務に係る事業費(委託上限額)は、15,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

なお、本業務は東北6県及び仙台市の連携事業のため、業務の総額は、105,000,000円(15,000,000円×7自治体(東北6県及び仙台市分))で提案するものとする。

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

(1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合

(2) 本実施要領等に従っていない場合

(3) 選考に参加しなかった場合

(4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

(5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

(6) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

(7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

2 その他

(1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。

(2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書等の再提出は認めない。

(4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用(二次利用等)

本業務による成果品の著作権は東北6県及び仙台市に帰属するものとし、また、東北6県及び仙台市は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受託者(再委託により委託した者を含む。以下同じ。)は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な

措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て東北6県及び仙台市に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期し、又は取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、東北6県及び仙台市と業務委託候補者で協議の上、決定する。

また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次、東北6県及び仙台市と協議することとする。

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 現状及び課題の分析と課題解決に向けた業務実施の方向性

東北観光の現状と課題を分析した上で、課題解決に向けた業務実施の方向性を示し、(4) 以下の内容に反映させること。

(4) 業務の全体計画

① 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

② 業務実施のスケジュール

(5) 対象市場の選定

前年度に東北6県が連携し実施した「マーケティング&デジタルプロモーション業務」で策定したマーケティング戦略及びその他各種データにより市場特性や動向を分析し、旅行計画時に口コミが重視され、かつ、東北への個人旅行による誘客が見込まれる市場を複数選定し、選定理由を具体的に記載すること。

※ 対象市場として、台湾・香港・中国・タイ・米国・豪州を想定しているが、分析結果を優先し、対象市場（市場数を含む）を変更して支障ない。

(6) 連携する口コミ投稿型サイトの選定

連携する口コミ投稿型サイトを選定し、選定理由を具体的に記載すること。

なお、連携先は、1市場1サイト以上とし、1市場につき2サイト以上を選定する場合は、その理由を具体的に記載すること。）

(7) 業務内容別の説明

① 口コミ投稿を促進する取組の具体的な内容

② 口コミ活用セミナーの内容（開催時期を含む）

③ 観光スポットにおいて口コミ投稿の収集に寄与する口コミ投稿型サイト登録済み表示ツール
の内容、作製数及び配布方法

④ 対象市場の旅行者に対し、口コミ投稿の働きかけに寄与するツールの内容、作製部数及び配布
方法

⑤ 第1の6の(2)の①②と相乗効果を図る独自の提案

⑥ 重点取組観光スポットの選定方法、口コミ環境整備状況及び口コミの蓄積・閲覧状況等の把握
方法、進捗管理・効果検証への活用方法

⑦ 口コミ投稿の環境整備・蓄積状況の把握方法、効果検証への活用方法

⑧ 口コミ動向の分析内容

(8) 事業の実施体制

事務局の人数と役割など，事業の実施体制を記載すること。

(9) 概算見積書

- ① 本業務は東北6県及び仙台市による広域連携事業となることから，宮城県が委託する本業務に対する概算見積書に加え，青森県，岩手県，秋田県，山形県，福島県及び仙台市に対しての概算見積書も合わせて提出すること。
- ② 概算見積書は，業務内容別に区分し，さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数 1者につき1案

(2) ページ数等

A4版片面印刷，表紙と目次を除き，30ページ以内，カラー印刷も可

(3) 提出部数 10部